

自治体ごとに配置される「生活支援コーディネーター」の役割

(「協議体」「生活支援コーディネーター」と参加高齢者)

「新地域支援構想」より

2・私たちが画く新しい地域支援事業の姿

(5) 協議体と生活支援コーディネーター

(6) 高齢者等の助け合い活動への参加促進

「協議体」と「生活支援コーディネーター」

○ 現在厚生労働省では、地域支援事業における高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実・強化に向けて、市町村が主体となってNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体との連携により、「協議体」や「コーディネーター」を配置することとしています。そして、「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究委員会」を設置し、その設置の考え方やコーディネーターの養成等について検討を行っています。

調査研究委員会における考え方

【「生活支援サービスコーディネーター」についての定義】(案)

● 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援サービスコーディネーター(仮称)」とする。

【コーディネート機能の考え方】(案)

● 地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。

① 担い手やサービスの開発、組織化し活動を広げていく、担い手をサービスにつなげる 機能

② 支援者間のネットワーク化

③ 地域のニーズと地域資源のマッチング

● コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開。当面は第1層・第2層の機能を充実し、基盤整備を推進していくことが重要。

第1層 市町村区域で、担い手やサービスの開発機能中心(プロモート、プロデュース機能)

第2層 小中学校区域で、第1層の機能の下、①～③を行う機能

第3層 個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

【コーディネーターの役割】(案)

● 市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、

上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進。

生活支援コーディネーターの位置づけ、役割

○厚生労働省における調査研究委員会では、コーディネーターの考え方や機能を整理し、当面は第1層や第2層での活動を充実し、日常生活圏域にも展開していくこと、及びコーディネーターの養成研修を実施することとしています。

○本構想会議としては、概ねその考え方には、賛同できるものと考えますが、さらに、次の点が重要だと考えます。

○コーディネーターは「権限」で調整するのではなく、助け合い活動を行う組織間の信頼関係にもとづき、担い手や活動組織の立場に立って、その主体性・自発性や活動への考え方・想いなどに留意しながら、相互に協力して調整を行うことを確認する必要があります。

○とくに、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの専門機関・専門職とは、対等の立場に立って調整を行うことが重要です。

○また、コーディネーターの機能・役割として、高齢者以外を対象とする活動の推進や、地域づくりの観点から地域住民全体に共通する地域課題への対応など、枠組みを広げた取り組みをしていくことが必要だと考えます。その意味では、協議体として介護保険事業計画（地域包括ケア計画）や地域福祉計画の策定に参加できる仕組みも積極的に検討すべきです。

○コーディネーターの配置にあたっては、取り組みの中立性を確保するうえでも、前述のとおり、助け合い活動組織の連絡組織（協議体）が結成され、また、協議体がすぐには結成までにいたらなくても、諸活動の中心となる地域の助け合い活動の組織や活動者の意見を反映されることが望ましく、いずれにしても、地域の助け合い活動関係者に支えられて活動する仕組みをつくること必要だと考えます。

○本構想会議の構成団体は互いに連携し、地域において、まず協議体の準備会等を活動組織によって組織し、その中でふさわしいコーディネーターを決めていくということを促進する役割を果たすことが重要です。

協議体

○協議体づくりは、それぞれの地域で活動組織が自発的に取り組んでいくことが大前提だと考えます。協議体づくりは、時間がかかるという指摘もありますが、むしろ、まず地域の助け合い活動を行う組織が主体的に集まり、協働しながら、「助け合い活動が中心になって生活支援サービスを推進する必要性」を確認することが重要だと考えます。

○協議体のメンバーには、テーマ型、地縁型の助け合い活動組織に加え、助け合い活動の周辺領域の非営利法人、営利法人も積極的に参加できる環境をつくることが重要です。また、その中で、お互い切磋琢磨する関係をつくっていくことが望めます。

○協議体は、生活支援サービスを推進する役割を担うことから、配置するコーディネーターを推薦することも重要な機能と考えられます。このため本構想会議では、各構成団体を通じて、全国の助け合い活動、生活支援サービス実施・推進組織、活動者等に対し、協議体の組織化に取り組むよう呼び掛けていきます。

高齢者の参加

○ 助け合い活動は、友人・隣人としての助け合い・支え合いが基本理念であり、サービスの受け手も時にサービスの担い手となる、あるいは、いま担い手である人がやがて受け手になる、という考え方の上に成り立っています。

○ 高齢者が助け合い活動に担い手として参加することによって、生活にハリが生まれ、心身の機能の維持・向上や、社会的な存在としての関係構築など、介護予防や健康で自立した生活の継続につながる効果が期待できます。

○ また、高齢者が担い手として参加することで、同世代の（または近い世代の）受け手の心情に共感したり、高齢者のニーズに即したサービス提供や利用にあたっての配慮が可能となります。

○ 高齢者の担い手としての参加を促進するため、活動に対するインセンティブが働くよう、活動についての周知方法や、活動に応じて付与されるポイントや地域通貨などの仕組みの検討が必要です。

○ ここでは高齢者について、とくに述べましたが、このことは他の要援助者も同様です。担い手と受け手に分かれることなく、参加をすることが助け合い活動の本領であると考えます。



「生活支援コーディネーター及び協議体とは」 ～目的、仕組み及び養成について～

平成26年11月
厚生労働省 老健局振興課

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

新しい総合事業の
ガイドライン

1 基本的な考え方

- 地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要。市町村の参考のため、具体的な取組例を取りまとめ。

2 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組

- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等(「生活支援体制整備事業」)を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、以下の取組を総合的に推進。

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化

- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

＜生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)＞
地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

＜協議体＞
各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

3 住民主体の支援活動の推進

- 生活支援の担い手となる者の知識・スキルの向上はより良い生活支援に資するため、担い手に対し、市町村が中心となって、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解などについての各種研修を実施するのが望ましい。
- 高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与するボランティアポイント制度が市町村において実施されており、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能。

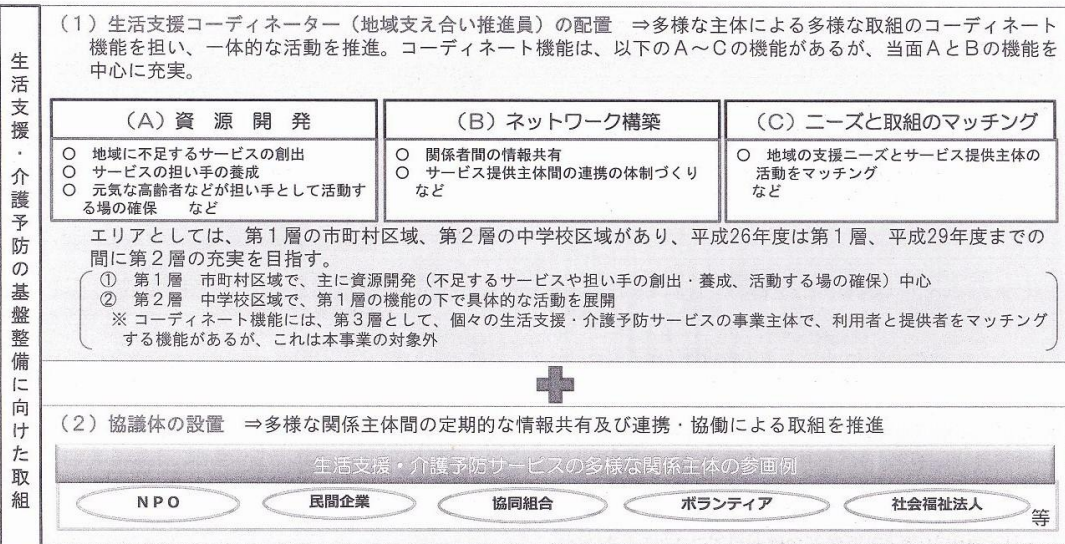
4 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用

- 個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化を図っていく地域ケア会議を、積極的に活用。また、サービス開発の際、既存の地域資源(NPO、ボランティア、地縁組織、社協、介護事業者、民間企業等)や他施策による取組等についても活用。

(参考)新地域支援構想会議の提言(「新地域支援構想」)

助け合い活動を行う側から、総合事業で主体的に役割を果たしていこうとの趣旨でとりまとめ。市町村において制度設計・事業運営を行っている上で参考にするのが有益。「助け合い活動」を実践している非営利の全国的組織による「新地域支援構想会議」が提言

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



- ※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
 ※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

13

コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング ……第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

14

コーディネーター及び協議体に係るQ&Aについて①

コーディネーターの配置について

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問 地域包括支援センターに、コーディネーターを配置する場合は、現在の地域包括支援センターの職員のほかに配置する必要があるのか。業務に支障が無い場合は兼務しても差し支えないか。

1 コーディネーターについては、ガイドライン案では

・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」

・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」

などとしているところ。

既存の職員が兼務することを否定するものではないが、地域包括支援センターの職員の業務量等現状も踏まえれば、基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定している。

2 なお、新たに配置するコーディネーターの職種や配置場所については、地域の実情に応じて柔軟に設定していただければ良いと考えているが、生活支援の担い手の養成、サービスの開発等を行うコーディネーターの役割を効果的に果たすことができる職種や配置場所を、市町村が中心となつて、例えば、協議体とも連携しつつ、幅広く検討していただきたいと考えている。

問 コーディネーターを、市町村の職員が兼務して実施することは可能か。

1 全問の回答で記載したとおり、基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定しており、既存の市町村の職員が兼務することは想定していない。

15

コーディネーター及び協議体に係るQ&Aについて②

コーディネーターの配置について

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問 コーディネーターは、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）のような他職種と兼務することは差し支えないか。また、兼務が可能であった場合、それぞれの職種について、別々の財源を充当することは可能か。

1 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等を行うコーディネーターについては、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）等とも連携し、地域のネットワークを活かして、取り組んでいただきたいと考えているが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な自治体など自治体の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他職種と兼務することも可能である。

2 両者を兼務した場合に、その人件費にそれぞれの補助金・負担金を財源として充当することは差し支えないが、それぞれの補助目的にそつた支出が求められることとなるため、業務量等により按分し、区分経理を行えるようにすることが必要だと考える。

16

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

